

青森県報

第五百五号

令和四年
八月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
が生活習慣病・対策課 …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………
(同) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
(同) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………
(障害福祉課) …… 二
- 都市計画の変更……………
(都市計画課) …… 二
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………
(上北地域
県民局) …… 三
- 公安委員会……………
- 機械警備業務管理者講習の実施……………
(生活保安課) …… 三
- 公営企業……………
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
(病院
管理課) …… 四

告

示

青森県告示第四百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社菊池薬店	弘前市大字土手町一八	令和 三・二・五
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目一五の二三アル ス湊高台C棟A号	四・八・一

青森県告示第四百七十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	協立訪問看護ステーション	青森市東大野二丁目三の七	令和 四・七・一
変更後		○ 青森市問屋町二丁目一五の一	
変更前	ハーモニーナースステーション	八戸市青葉一丁目一七の七	四・七・二五
変更後		八戸市類家三丁目四の一二	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
そうごう薬局西北店	みんゆう調剤薬局西北店	そうごう薬局五所川原店	みんゆう調剤薬局フレンド ファーマシー五所川原店	そうごう薬局黒石病院前店	みんゆう薬局黒石病院前店	そうごう薬局アルカディア 店	みんゆう調剤薬局アルカ ディア店	そうごう薬局松原店	みんゆう調剤薬局松原店	そうごう薬局桔梗野店	みんゆう調剤薬局桔梗野店	そうごう薬局弘前駅前店	みんゆう薬局弘前駅前店
	五所川原市字鎌谷町一六三の 三		五所川原市中央二丁目二四		黒石市北美町二丁目七四の一		弘前市大字扇町一丁目一の六		弘前市大字松原東二丁目一四 の六		弘前市大字桔梗野二丁目一三 の二三		弘前市大字駅前町一の一の二
	〃		〃		〃		〃		〃		〃		四・八・一

青森県告示第四百七十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	令和 四・六・三〇

青森県告示第四百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
名称	名称	所在地	
一般社団法人 太陽だまりの会	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業 所はなまる	令和 四・九・一
名称	名称	所在地	
むつ市旭町五の一八	むつ市旭町五の一八		

青森県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

出 先 機 関

上北地域県民局告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月三十一日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市西二十三番町三二九の一、三二九の四	二九・八八メートル	六・〇〇メートル	令和 四・八・九 年月日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械

警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する講習規則第二条の規定により公示する。

令和四年八月三十一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 実施期間及び実施時間

令和四年十月二十四日（月）から同月二十七日（木）までの午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

十人（予定）

四 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和四年九月十二日（月）から同月十六日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通

5 受講手数料

受講手数料三万九千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十二万リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年七月二十六日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十四円九十二銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年二月九日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円